

根室市教育委員会訓令第7号

根室市外国語指導助手取扱要綱の一部を改正する訓令をここに公布する。

令和8年6月26日

根室市教育委員会
教育長 波 岸 克 泰

令和 8 年 6 月 2 6 日
根室市教育委員会訓令第 7 号

根室市外国語指導助手取扱要綱の一部を改正する訓令

根室市外国語指導助手取扱要綱（平成30年根室市教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（特別休暇）

第 5 条の 2 特別休暇は、根室市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（令和 2 年 1 月 22 日規則第 3 号）（以下「勤務時間等に関する規則」という。）の例による。ただし、同規則に定める忌引休暇については、死亡した者が外国に居住するときは、当該日数に渡航に係る往復日数を加えた期間とする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。